

## 鹿屋体育大学動物実験小委員会要項

平成18年9月21日  
学 長 裁 定

改正 平成27年10月6日

### (目的)

第1条 鹿屋体育大学動物実験指針（以下「実験指針」という。）第5条の規定に基づき、鹿屋体育大学動物実験小委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- |                              |     |
|------------------------------|-----|
| (1) 学術情報・産学連携委員会委員の中から推薦された者 | 1名  |
| (2) 動物実験に関し専門的な知識を有する本学の教員   | 若干名 |
| (3) その他学術情報・産学連携委員会が必要と認めた者  | 若干名 |

2 委員は、学長が任命する。

### (審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 実験指針の運用に関する事項。
- (2) 動物実験計画の審査に関する事項。
- (3) 実験動物の飼養管理、飼養環境に関する事項。
- (4) その他動物実験の実施並びに実験動物の飼養及び保管に関する事項

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

### (審査)

第7条 委員会は、動物実験責任者が申請した動物実験計画が、動物実験に関する法令及び実験指針に適合しているかどうか審査しなければならない。

- 2 委員は、自己の実験計画に係る審査に関与することはできない。
- 3 動物実験計画の承認の決定は、原則として、委員全員の賛成を必要とする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(審査結果の通知)

第9条 委員長は、審議終了後速やかに、実験計画の審査結果を申請者に通知しなければならない。

(審査結果の報告)

第10条 委員長は、審議終了後速やかに、実験計画の審査結果を学長に報告しなければならない。

(指導・助言等)

第11条 委員会は、動物実験計画の実施結果の報告を受け、適正な動物実験の実施について、必要に応じ指導・助言等を行うものとする。

(事務)

第12条 委員会に関する事務は、学術図書情報課において処理する。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成18年9月21日から施行する。

附 則 (平27.10.6)

この要項は、平成27年10月6日から施行する。